平成２２年（フ）第３４９９号
名古屋市中区新栄３丁目34番16号　市営新栄荘２棟906号
債務者　三浦　五月
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大瀧　　保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５２号
群馬県沼田市岡谷町716番地
債務者　齋藤　鉄也
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
岐阜県不破郡垂井町府中203番地の４
債務者　泊　　教子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
群馬県邑楽郡大泉町西小泉１丁目３番Ｂ―301号　富士之越町営住宅団地
債務者　大澤　直美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１７２７号
さいたま市見沼区大字南中野1176番地２
ヴィラ・シプレⅡ203号
債務者　兵藤　隆治
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８１号
さいたま市大宮区桜木町４丁目627番地10、旧住所茨城県筑西市玉戸1335番地28　山崎アパート202
債務者　池田　秀行
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９８号
埼玉県上尾市上町１丁目９番22号　ローゼンハイム202
債務者　石川　美春
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２００号
埼玉県川口市大字東内野405番地の12
債務者　須藤　政美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０６号
埼玉県鳩ヶ谷市南１丁目33番６号　武南スカイハイツ102号
債務者　澤田　丈晴
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３号
埼玉県上尾市中妻３丁目14番地１　ソリストハイツ206
債務者　中山　直人
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７０号
埼玉県鳩ヶ谷市南３丁目１番15号　松葉荘103号
債務者　小森めぐみ
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８９号
埼玉県加須市睦町２丁目７番５号
債務者　小倉　孝子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９３号
さいたま市岩槻区西町３丁目５番33―102号
債務者　佐藤　孝洋
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
さいたま市大宮区宮町３丁目138番地　セットボヌール201号
債務者　近藤　大輔
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１００６号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目２番地の13　グランドール東所沢410
債務者　深谷猪次郎
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７６号
埼玉県川越市大字笠幡134番地58　ＳＫハウス202号室、前住所埼玉県川越市大字的場2572番地２　ダイアパレス川越・霞ケ関904号室
債務者　出水　幸仁
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１０３号
千葉県木更津市新田１丁目５番８号
破産者　山口　晴子
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部